

令和2年4月17日

湯梨浜町立各小中学校
保護者 様

湯梨浜町教育委員会教育長 山田直樹

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する緊急事態宣言拡大を受けての、
湯梨浜町立小中学校の対応について（お知らせとお願い）

保護者の皆様には新型コロナウイルス感染拡大防止に係る各学校の対応について、ご理解並びにご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、この度の対応は 安倍内閣総理大臣の全国への緊急事態宣言拡大の発令を受け、鳥取県教育委員会より、県内の学校の一斉休校について検討しているとの連絡がありました。

17日午前10時の段階では、「1. 当面4月20日（月）までは通常どおり授業を実施します。2. 17日に示される予定の文部科学省のガイドラインや他県の動向を勘案して、17日（金）中に21日（火）以降の対応について、本県の方針を決定することとします。」とのことです。

湯梨浜町教育委員会は、鳥取県の方針決定を受け、その方針に従って各学校の対応を決定していきますので、保護者の皆様には、なにとぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

この度の臨時休校の目的は、感染経路が不明な新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、人との接触を極力減らすこと（可能であれば8割、最低でも7割）、4月末からの連休等に人の移動を極力少なくすることです。

従いまして、引き続き県外への移動や不用不急の外出などを控える、手洗いや咳エチケットの励行、密閉、密集、密接を避けるなどの対応をお願いします。

併せまして、万一、児童生徒はもとよりご家族が新型コロナウイルスに感染されたり、濃厚接触者と特定されたりした場合には、これまでと同様に学校にご連絡いただきますようお願いいたします。

湯梨浜町の方針が決定しだい、各学校から保護者の皆様へ、各学校ホームページ、マチコミメールでお知らせいたしますので、チェックしていただきますようお願いいたします。

なお、4月20日（月）は、学校を行いますのでお間違えないようにしてください。